

交通機関の不通及び気象警報等発令に伴う休講措置について

交通機関のストライキや気象警報等の発令に伴い東武東上線又は東武越生線のいずれかが不通(運休、運転見合わせを含む)の場合、つぎの措置をとる。

1. 休講措置の基準

判断時刻	措置
午前6時の時点で交通機関が不通(運休、運転見合わせを含む)の場合	午前休講 1～5年生：1、2時限休講 6年生：1～3時限休講
上記の不通(運休、運転見合わせを含む)が午前10時の時点でなお継続している場合	午後休講 1～5年生：3、4時限休講 6年生：4～6時限休講

2. 周知方法

休講に関する情報は、サイバーキャンパス、学内掲示等により周知する。なお、上記の措置により休講になった授業の補講については、別途掲示板等により周知する。

3. 休講措置の特例

- (1) 事前に大きな被害が予想されるなど、交通機関により計画的な運休が発表された場合、学長の判断により、事前に休講等の措置を講じることがある。
- (2) 本基準にかかわらず、学長が学生の安全確保等のため必要があると判断した場合は、休講等の措置を講じることがある。

4. 定期試験(追再試験含む)時の対応

定期試験(追再試験含む)期間の対応は、別途、サイバーキャンパス、学内掲示等で連絡する。

5. その他

- (1) 一時的な運行停止(車両点検、人身事故等)は該当しない。
- (2) 気象警報の発令等に伴い東武東上線又は東武越生線のいずれかが不通の為、授業を休講した場合は、原則として課外活動は全て禁止するものとする。